

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年11月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第 90 号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第3号中「同じ。）」の右に「及び廃棄物固形化燃料等（条例第35条第6号に規定する廃棄物固形化燃料等をいう。以下同じ。）」を、「綿花類等をいう。）」の右に「のうち廃棄物固形化燃料等以外のもの」を加える。

第8条中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第15条第1項中「以上（）」の右に「同表備考5に規定する再生資源燃料,」を、「可燃性固体類等及び」の右に「同表備考9に規定する」を加える。

第4号様式の2（第2面）中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)